

# 山梨県農業革新支援センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業改良助長法第7条第2項に基づく「協同農業普及事業の運営に関する指針」(以下「指針」という。)第5の2に定める農業革新支援センターの設置について、必要な事項を定める。

(所管業務)

第2条 農業革新支援センターは、協同農業普及事業を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談及び支援対応
- (2) 専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導
- (3) 協同農業普及事業における研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応
- (4) 協同農業普及事業における緊急又は重要な課題(当該年度の普及活動年度計画に位置付けられないもの又は重要度が増したもの)への対応
- (5) 普及活動基本計画案の作成及び検討
- (6) 普及活動年度計画案の取りまとめ及び検討
- (7) その他協同農業普及事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な業務

(構成)

第3条 農業革新支援センターは、農業技術課技術指導監及び指針第3の2に定める農業革新支援専門員に位置付けられた職員をもって構成する。

- 2 農業革新支援センターにセンター長及び副センター長をおき、センター長は農業技術課技術指導監、副センター長は農業技術課課長補佐及び農業革新支援スタッフの筆頭者とし、前条に定める所管業務を統括する。
- 3 農業革新支援センターの事務局は、農業技術課普及指導・資金担当で行う。
- 4 農業革新支援専門員に位置付ける職員及びその専門分野については、別に定める。

(先進的な農業者等の相談窓口)

第4条 第2条第1号の業務は、農業改良助長法第7条第5項に基づく「協同農業普及事業の実施に関する方針」第3に定める農業革新支援センターを相談窓口とし、当該所属の農業革新支援専門員等で対応する。

(運営会議)

第5条 センター長は、農業革新支援センターの業務運営を協議するため、農業革新支援センター運営会議(以下「運営会議」という。)を定期的に又は随時開催することができる。

- 2 運営会議の議長はセンター長とする。ただし、センター長が運営会議に出席できない場合は副センター長とする。
- 3 センター長は、必要があると認めるときは、農業革新支援センターの構成員以外の者を運営会議に出席させることができ、協議事項によっては、構成員のうち当該協議事項に関係する者のみで運営会議を開催することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、農業革新支援センターに関し必要な事項は、農業技術課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。